

お客様各位

化学物質リスクアセスメントの対応について（ご案内）
～ 労働安全衛生法 第 57-2 (SDS 交付義務) の追加 ～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 6 月から労働安全衛生法 第 57-3 第 3 項「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（通称、化学物質リスクアセスメント）」が施行されますが、現在の IASO(R5,R6,G2) システムでは、この法規に対応すべく措置が図られていないため、対象物質の集計が困難となっております。

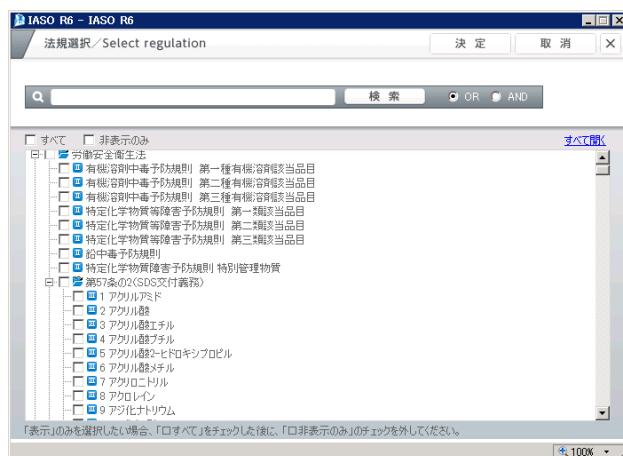
今回のご案内は CAS 番号から対象となる 667 物質を割当て、労働安全衛生法（第 1 階層）の配下に対象法規（2 階層：第 57-2、3 階層：物質名）を追加可能と致しました。（図 1：データベース更新）

また、対象物質を入庫した際には注意喚起を促すメッセージを追加するこも可能です。（図 2：アプリケーション更新）

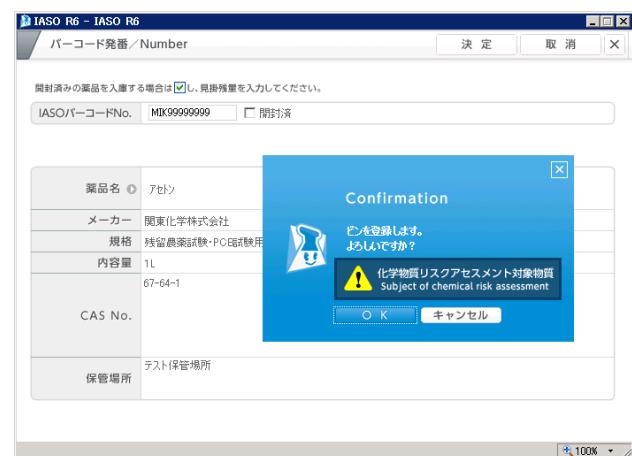
よって上記対応をした場合、対象物質の在庫や使用量集計が迅速に行なうことが可能となります。

尚、対応ツール等は無償提供とさせて頂きますが、作業費および旅費は実費とさせて頂きます。

以上



（図 1）：法規ツリー画像



（図 2）：メッセージ画像

※ご不明な点があれば最寄の販売代理店または弊社までご連絡願います。

東北緑化環境保全㈱IASO-Project

担当：大井、越後

TEL : 022-263-0641 (フロジエクト直通)

e-mail : iaso@tohoku-aep.co.jp